

市長から 市民のみなさんへ 42



山陽小野田市長 白井 博文

「自治基本条例をつくる会」にご参加ください

先日、ある地区のどんど焼きにお招きいただき、私も自宅の正月飾りを持参して参加する機会がありました。行事も無事終わり、帰ろうとしていたところ、地区の役員の方が私のところに駆け寄ってきて「最近の市役所は変わった。職員が親切で対応も早くなった」とお褒めの言葉をかけていただくという出来事がありました。

市長に就任してもうすぐ2年になりますが、「市民一人ひとりを大切に思い、市民のために働かなければならない」という、公務員としての自覚をしっかりと胸に刻み、職務に励んでいこうという雰囲気広がりがつつある印象を同じ屋根の下で働く私も感じていたところでしたので、思いがけない役員さんのお言葉に喜びもひとしおでした。

8ページからの記事にありますように、いよいよ自治基本条例の取組みをスタートします。先ほどご紹介したお話を例えるまでもなく、市職員は市民のために働く“公僕”であることは違いはないわけですが、自治基本条例では、そういった一人ひとりの資質に左右されない市職員のあるべき姿、つまり市民に向かう姿勢のようなものを、例えば特集記事においてとりあげたニセコ町では、自治体の行う業務に関する「説明責任」などに関してはっきりと定めています。一方で、市民の側からも自分たちの暮らす市の「まちづくり」について、積極的に関わっていくことができる仕組みを整えるのも自治基本条例の大きな役割です。同じくニセコ町の条例では、市民参加を行う上での

対話の日 ※いずれの会場も19:00から



2月 8日(木) 小埴生公会堂
2月22日(木) 沖中川六十番自治会館
3月 8日(木) 西善寺公会堂

大前提である「情報共有の権利」を明文化しています。つまり、「自治基本条例」という聞きなれない用語を簡単に表現するならば、「市民の市政に参加する権利とそのため市が果たすべき義務を今一度、確認し合うために文章化したもの」といったところでしょうか。

自治基本条例は、近年、全国の自治体で急速に制定の動きが広まりつつあります。市役所だけが負うまちづくりに限界がきているという要因もありますが、その根っこには市民、市役所どちらの立場からも「市の主は市民である」「まちづくりは市民とともに」といった当たり前のことをルール化しておかなければという意識の高まりがあるようです。

市民と市役所との関わり方を条例で定めることになるわけですから、従来の市役所内部あるいは議会から提案される条例と違って、策定の過程から市民のみなさんにご参加していただきたいと考え、「自治基本条例をつくる会」を設けることにしました。約2年間にわたって続く協議ですが、途中参加、退会は自由ですので、一人でも多くの方に興味をもっていただければと思います。あくまでも目標は自治基本条例の制定ですが、多くの市民のみなさんがともに考え、知恵を出し合う場は、すでに自治基本条例の精神を反映させたものと言えるかもしれません。「市のしくみについて勉強してみたい」というお気軽な気持ちで構いません。多くの方のご参加をお待ちしています。

「山陽小野田市」合併 2周年記念

「市民ふれあいの集い」 開催予定

4月7日(土) 10:00～ 文化会館

※詳細は決まり次第お知らせします。